

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.10.1/375号



contents

- ◆インボイス制度の実務対応 税理士 塚本剛
- ◆相続税・贈与税 65年ぶりの大改正
- ◆NISA への誘いと現 NISA

インボイス制度の実務対応①

インボイスとは「適格請求書」、インボイス制度とは「適格請求書等保存方式」をいい、適格請求書(以下「インボイス」)のみが仕入税額控除の対象となる、消費税に対して導入される新ルールのことです。

2023年9月末日までは、一定の事項が記載された証憑があれば、発行者が課税事業者でも免税事業者でも仕入税額控除を受けることができました。しかし、インボイス制度下では、インボイス以外の証憑では仕入税額控除が受けられなくなります。

インボイスの発行には、適格請求書発行事業者の登録が必須となり、現在、課税事業者であっても登録をしなければインボイスの発行ができません。そのため、売手側の事業者としては「適格請求書発行事業者の登録」と「インボイスに必要な記載事項の追加」などの対応が必要になります。

一方、買手側(支払側)の事業者については、仕入税額控除の計算に関わる会計処理業務に大きな影響が生じます。これまでよりも消費税区分が複雑化し、帳簿のみで仕入税額控除が受けられていた適用範囲が変わるなど、様々な業務の変更点があるため、経理担当者は実務にどのような影響があるかを把握したうえで、適切に対応できる環境を整えることが重要です。

ただし、買手側として事務処理に影響が出るのは、課税事業者のうち「本則課税」で消費税を納税している事業者であり、簡易課税制度を適用してみなし仕入率で納税額を計算する事業者や免税事業者は、インボイス制度の対象外のため影響はありません。



支払側の実務対応で注意すべきポイント

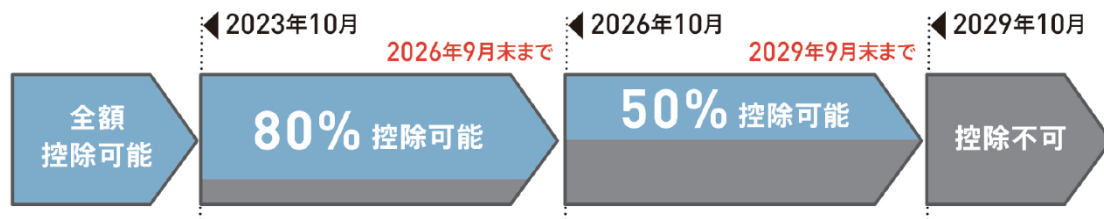
- 仕訳前に「インボイスか、そうではないか」の確認が必要
仕入税額控除の計算時にインボイスでない証憑が紛れ込まないように事前に分別が必要です。
- インボイスの交付が免除されている取引であるかの確認が必要
インボイスを交付することが困難であると認められる以下の取引は、交付が免除されています。

インボイス制度の実務対応②

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

●証憑ごとに消費税区分の判断が必要

仕入税額控除の計算に必要な税区分に関しては、2023年9月までは「課税仕入10%」と「課税仕入8%」のみで分類していましたが、インボイス制度下では「控除対象外の課税仕入10%」、「控除対象外の課税仕入8%」という2つの区分が増えるため、4つの税区分が基本となります。また、控除対象外の課税仕入については、経過措置として2023年10月から2029年9月末までの期間において、期間ごとに定められている下記の割合について、仕入税額控除を受けることができます。



●インボイスの保管が要る取引と、要らない取引の分別が必要

2023年9月までは、税込支払額が3万円未満の場合、請求書等を保存しなくても法定事項が記載された帳簿の保存のみでよいとされていました。

しかし、インボイス制度ではこの特例が廃止され、新たに「帳簿のみでよい取引」「インボイスの交付が免除される取引」が指定されています。

例えば、従業員からの申請が出やすい公共交通機関の運賃や自動販売機からの購入で3万円未満のもの、従業員に支給する出張旅費・宿泊費・日当・通勤手当などは、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入控除を受けることが可能です。

インボイス制度下では、帳簿と証憑類の両方を保存する必要がある取引の範囲が今までと変わるため、「どの取引が帳簿の記載のみでよくて、どの取引にインボイスが必要か」を適切に判別して対処しなければなりません。

上記のように、インボイス制度では、支払側の業務負担が大きいうえに、経理だけではなく、役員、購買、営業、総務など、多くの部門や人が関わることとなります。社内の理解と協力が得られるように、ルールの周知を早めに行うことが肝要です。

相続税・贈与税 65年ぶりの大改正

「暦年贈与」 相続財産への加算期間を相続3年前から7年前に延長

相続税は財産が多いほど税率が高くなる累進税率をとっており、節税の基本は、財産を減らすことです。年110万円までの基礎控除を利用した「暦年贈与」は相続対策の王道でした。

今回の改正では、加算期間が3年前から7年前に延長することが決まりました。財務書のデータによれば、生前贈与した贈与者の年齢は70代でピークを迎え、80代も高い水準で続き、その半分以上は子供へ生前贈与されています。

「相続時精算課税制度」 優遇措置

「相続時精算課税制度」とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に「相続時精算課税選択届出書」を提出しておくことが絶対条件となります。忘れずにしましょう。

今回の改正では、相続時精算課税制度を選択した場合は、年間110万円までは無申告・無税、相続税に合算しない等、優遇措置がとられています。また、2500万円までの非課税制度も期限内申告が絶対条件ですので注意してください。

相続時精算課税のメリット

- ① 早期にまとまった資金を必要な子や孫に贈与できる。2500万円まで無税。
- ② 賃貸住宅や上場株式のような収益物を子や孫に渡すことで、その運用益は子や孫に行く。
- ③ 2024年1月より110万円までは無申告・無税、相続税非課税となる。
- ④ 生前贈与することによって相続時に財産分割での争い防止となる。

相続時精算課税のデメリット

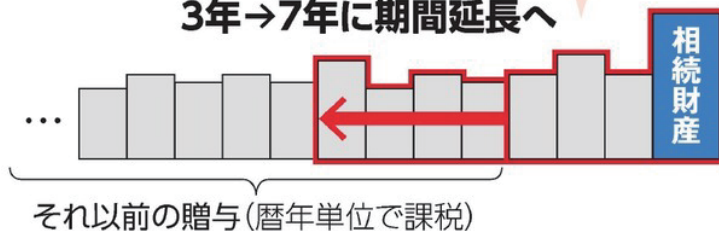
- ① 制度を一度選択したら撤回できない。推定法定相続人ごとに選択できる。
- ② 相続税申告時の不動産等の評価が選択時の評価でなされるため、土地等の値下げがあった場合、相続税が不利となる可能性がある。自宅を贈与した場合、小規模宅地等の特例適用が不可。

贈与税2種類の課税方式が変わる

暦年課税

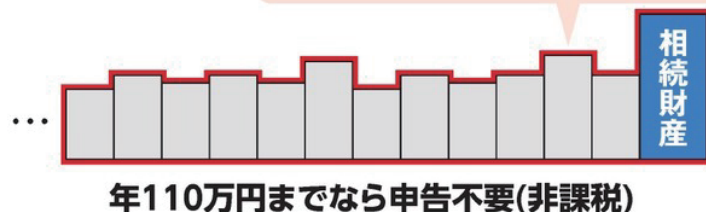
一体的に課税
死亡前7年以内の贈与 + 相続財産

3年→7年に期間延長へ



相続時精算課税

一体的に課税
生前の贈与 + 相続財産



NISA への誘いと現 NISA

老後への早期の準備を

老後の生活を豊かにするには、健康、生きがい、まとまった資金が必要です。健康と生きがいは、運動や食事や趣味や人間関係などへとテーマが広がっていきませんが、老後生活資金については、年金の外は若い時からの資産形成に拠らざるを得ません。

総務省の家計調査報告では、65 歳以上の夫婦世帯・単身世帯の平均値として、消費支出に対し 16.8%の収入不足となっている、と報告されています。この不足を補うに足る余裕資金の確保が不可欠です。

政府は預金だけではない資産形成として、投資をすることを勧めています。株式などの投資で出た利益を非課税とする NISA や iDeCo が代表例です。確かに、預金で持つよりも資産を増やせるのが投資の魅力です。預金と異なり元本が減る可能性はありますが、長い期間でやり方を工夫すれば大きな損失を出す可能性は減らせます。

NISA で 1800 万円の資産形成を

NISA とは、個人の投資による株式・投資信託等の配当・譲渡益等を非課税とする税制優遇制度で、今年の税制改正で大改造されました。

令和 6 年 1 月 1 日からの新 NISA は、非課税期間が無期限となり、年 120 万円限度の安全性重視型の「つみたて投資枠」と、年 240 万円限度の自己責任型の「成長投資枠」とになります。両枠併用は可です。

なお、無期限化に伴い、非課税保有限度額が、両投資枠全体で 1800 万円（成長投資枠のみでは 1200 万円）の制限が設けられました。最低このくらいの老後資金を長期的に蓄積しておきなさい、という政府メッセージのように見えます。

旧 NISA と新 NISA の併用

令和 5 年末までの現行 NISA は新 NISA とは別建てなので、令和 5 年 12 月 31 日までで打止めとなり、以後は 5 年、20 年の非課税期間満了経過とともに旧 NISA は消滅となり、順次課税口座にその時の時価額で移管されることとなります。

しかし、新 NISA が出来たからと言って、旧 NISA に不都合があったわけではありません。2023 年中に旧 NISA をはじめれば、生涯非課税で運用できる金額が増えることとなります。少しでも早く積立投資を始め、少しでも多くの非課税枠を確保することの意味では、新 NISA を待たずに現 NISA に挑戦すべきです。



非課税枠の意味は資産形成には大きい。